

足利市立葉鹿小学校いじめ防止基本方針

本校では、全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはどの子にも、どの学校でも起こり得る」ことをしっかりと認識し、児童の人間としての尊厳と人権を守りながら、いじめのない学校づくりに全職員が一体となり組織的に取り組む。特に、重大事態が発生した場合は、足利市教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、足利警察署や関係諸機関に通報し、援助を求めることとする。

いじめとは

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

重大事態

- ①児童が自殺を企図した場合等「生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合」
- ②年間30日間（一定期間連続して欠席）を目安とし、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

1 組織的な対応に向けて

- (1) いじめ対策委員会を組織し、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応する。
- (2) いじめをはじめとする児童指導上の諸問題に関する校内研修と取組を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図る。

2 いじめの未然防止に向けて

- (1) 児童一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることを通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成するとともに、いじめにつながるような日常のトラブルの解決に向けての指導、予防的な指導や調査を実践する。
- (2) 児童一人一人が、意欲をもって様々な教育活動に取り組めるよう「より良い人間関係づくり」や「分かる授業」を充実させるなど、いじめのない学校づくりを推進する。
- (3) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、人権教育を基盤とする指導に努める。

3 いじめの早期発見に向けて

- (1) 常に児童に寄り添い、児童の声に耳を傾け、些細な変化を見逃さないよう、情報交換と情報の共有に努める。
- (2) いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的な対応を行う。
- (3) 日頃から児童との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい体制を整える。
- (4) 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報の共有に努める。
- (5) 児童生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にする。

4 いじめの早期解決に向けて

- (1) いじめられている児童を徹底的に守り通し、いじめられている児童や保護者の立場に立って対応する。
- (2) 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組むとともに、解決後も、いじめられた児童、いじめた児童の双方を継続的に指導・援助し、関係修復とより良い関係づくりに努める。
- (3) いじめを見ていた児童生徒に対しては、自分の問題としてとらえさせ、いじめは絶対に許されない行為として、見逃さず根絶しようとする態度を育成する。

5 いじめ対策委員会

(1) 委員構成

校長、教頭、教務主任、児童指導主任、特別支援教育コーディネーター、人権教育主任、各学年児童指導部、養護教諭、（スクールカウンセラー）

(2) 取組の内容

① いじめ問題の未然防止・早期発見に向けた定期的な開催

- ・ いじめの未然防止に向けての年間指導計画の立案と実施状況の把握と改善
- ・ いじめに関する意識調査とQ-U等集団を把握するための調査と分析
- ・ いじめ相談窓口の設置と民生児童委員会等との連携
- ・ 要配慮児童等の情報の共有化と指導方針の決定

② いじめ、あるいはいじめの疑いがある事案が発生したときの対応

- ・ 調査方針、分担等の決定
 - ◇関係のある児童生徒への事実関係の聴取
 - ◇緊急アンケートの実施
 - ◇保護者への連絡（複数の教員で、丁寧に対応する）
 - ◇県教育委員会への報告
 - ◇関係機関への連絡（必要に応じて、警察、福祉関係、医療関係等）など
- ・ 指導方針の決定、指導体制の確立
 - ◇学年、学級への指導、支援
 - ◇被害者加害者等への指導、支援
 - ◇保護者との連携
 - ◇市教育委員会との連携
 - ◇関係機関、地域（主任児童委員、民生委員等）との連携

6 その他

(1) 基本的な流れや外部との連携については、学校事故等への対応（基本的な流れ）を基本とする。

(2) 基本的な取組の流れについては、いじめへの対応フローチャートによる。

7 いじめへの対応フローチャート

具体例

- ① ある児童が休み時間等に孤立しているように見えたので、どうしたのか尋ねたところ、「みんなから仲間はずれにされている」と訴えてきた。
- ② 児童の保護者から「子どもがいじめられて困っている」と申し出があった。
- ③ 他の教師から「〇〇さんがいじめられているとの情報がある」と連絡があった。
- ④ 自殺をほのめかす行動や行為、言動が見られた。

1 当該児童に対する 観察の強化

◇基本的な考え方

- ①早期発見・早期対応が最も重要である。
- ②いじめられている児童の立場に立って指導・援助を行う。
- ③特に緊急を要する場合は、児童の保護を最優先に考える。

2 関係教職員による 共通理解と情報収集

◇それぞれの立場での観察及び情報収集の実施

- ・ 周囲の児童からの情報収集
（「いじめ」とは知られないように）
- ・ 日記（担任提出）などからの情報収集の工夫
- ・ 他の教職員からの情報収集
- ・ 保護者への電話等での問合せ（家庭生活の変化の有無など）

◇担任を中心とした関係教職員による情報交換の実施

（学級担任、児童指導主任、学年主任、同学年担任、養護教諭等）

◇管理者への報告といじめ対策委員会等の招集決定

3 いじめ対策委員会等の開催と対応方針等の決定

- ◇いじめ対策委員会（いじめ緊急対応会議）等の招集
- ◇いじめ対策委員会等で必要となる資料の項目例

- ①いじめられている児童の氏名（年組）
- ②いじている児童の氏名（年組）…複数の場合は全員
- ③いじめの状況（日時、場所、人数、いじめの態様や集団の構造等）
- ④いじめの動機や背景（状況から推測される場合も含む）
- ⑤いじめられている児童といじている児童の言動や特徴
- ⑥保護者や教職員が有する情報
- ⑦周囲の児童の状況等

◇対応策検討上の留意点

- ・多角的にいじめの原因や対応の在り方等について検討する。
- ・全校を挙げて分掌組織を機能させながら取り組む。
- ・調査や指導・援助等はチームを組んで組織的に対応する。
- ＊対応策決定までに調査や事実関係の把握を繰り返す必要がある場合には、状況に応じて、繰り返しいじめ対策委員会等を開催する。

4 方針に沿った指導・援助の実施

- ◇いじめられている児童の保護者への説明と協力依頼
 - ・家庭訪問によりいじめの概要を説明し、学校の誠意を示す。
 - ・解決に向けた学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する。
- ◇いじめられている児童に対して
 - ・いじめられている児童の側に立つ。（本人を守る姿勢を示す）
 - ・親身になって話を聴く。（批判的・評価的な態度は見せない）
 - ・今後の対応の在り方を本人と相談しながら決めていく。
- ◇いじている児童に対して
 - ・いじめの事実を確かめ、いじめの意識の有無を確認する。
 - ・意識的にいじている場合にはその非を指摘し、納得させる。
 - ・意識がない場合にはいじめられている側のつらさを教える。
- ◇周囲の児童に対して
 - ・いじめの不当性を指摘し、いじめを止めさせたり教師に伝えることは正義に基づいた勇気ある行為であることを理解させる。
 - ・いじめていた児童への二次的ないじめが起きないように指導する。

5 事後指導と保護者との連携

- ◇事後指導
 - ・いじめられていた児童及びいじめていた児童の継続的観察
- ◇保護者との連携
 - ・双方の家庭への観察の継続と様子に変化した場合の学校への連絡
- ◇出席停止の検討
 - ・上記の対応を進めたにもかかわらず、執拗ないじめを繰り返すなど、学校の指導の限界を超える場合には、教育委員会との相談を踏まえて出席停止の措置を検討する。

いじめ防止にかかわる年間指導計画

月	未然防止	早期発見	早期解決	年間を通した取組	
4	・「配慮を要する児童」の共通理解(現職教育) ・地区民児協で学校の取組を知らせ、必要時の協力を要請する	・新学級での児童同士の関わりの観察 ・要引き継ぎの児童の様子を観察 ・民児協で児童の様子を知らせてもらい、早期発見につなげる	・個別面談後、必要に応じて家庭訪問や臨時児童指導委員会の開催、共通理解、指導	・児童との信頼関係の構築(全職員) ・情報の共有(職員会議・朝の打合せ等) ・児童・保護者との個別の面談(随時) ・臨時児童指導委員会の開催(随時) ・家庭訪問の実施(随時) ・スクールカウンセラーとの面談(随時) ・交友関係の把握(担任) ・健康観察や学習中で児童の様子を観察する ・人権教育チェックポイント活用	
5	・全校行事(運動会)の事前指導 ・地区民児協で学校の取組を知らせ、必要時の協力を要請する ・スクールカウンセラー、及び、いじめストップアドバイザーとの面談(希望者)	・学年練習や全体練習での児童同士の関わりを観察 ・スクールカウンセラーやいじめストップアドバイザーとの相談結果を共有し、早期発見につなげる ・民児協で児童の様子を知らせてもらい、早期発見につなげる	・個別面談後、必要に応じて家庭訪問や臨時児童指導委員会の開催、共通理解、指導		
6	・家庭訪問による校外での様子の把握 ・地区民児協で学校の取組を知らせ、必要時の協力を要請する ・スクールカウンセラー、及び、いじめストップアドバイザーとの面談(希望者)	・家庭訪問で得た情報の整理 ・家庭訪問等の結果をスクールカウンセラーやいじめストップアドバイザーと話し、早期発見につなげる ・民児協で児童の様子を知らせてもらい、早期発見につなげる	・家庭訪問後の児童への聞き取り、共通理解、指導(児童指導主任・学年主任・担任)		
7	・いじめアンケートを実施し、児童の様子、悩みを集計 ・地区民児協で学校の取組を知らせ、必要時の協力を要請する	・個別面談で児童の悩みの聞き取り、情報の整理 ・民児協で児童の様子を知らせてもらい、早期発見につなげる	・個別面談後、必要に応じて家庭訪問や臨時児童指導委員会の開催、共通理解、指導		
8	・教育相談(希望者)で、保護者・児童の悩みの把握	・教育相談(希望者)の内容・情報の整理	・教育相談(希望者)後、必要に応じて家庭訪問や臨時児童指導委員会の開催、共通理解、指導		
9	・上半期問題行動調査を実施し、児童の様子、悩み、問題行動の集計 ・地区民児協で学校の取組を知らせ、必要時の協力を要請する	・上半期問題行動調査後、児童との面談、悩みの聞き取り、情報の整理 ・民児協で児童の様子を知らせてもらい、早期発見につなげる	・個別面談後、必要に応じて家庭訪問や臨時児童指導委員会の開催、共通理解、指導		
10	・アンケート等を実施し、児童の様子、悩みを把握 ・教育相談期間(～11月中旬) ・いじめストップアドバイザーとの面談(希望者) ・地区民児協で学校の取組を知らせ、必要時の協力を要請する	・個別面談で児童の悩みの聞き取り、情報の整理(担任) ・行事の準備期間、当日の児童同士の関わりを観察 ・いじめストップアドバイザーとの相談結果を共有し、早期発見につなげる ・民児協で児童の様子を知らせてもらい、早期発見につなげる	・個別面談後、必要に応じて家庭訪問や臨時児童指導委員会の開催、共通理解、指導		
11	・ふれあい相談での児童の様子、交友関係の把握 ・Q-Uテストの実施(2回目) ・スクールカウンセラーとの面談(希望者) ・地区民児協で学校の取組を知らせ、必要時の協力を要請する	・民児協で児童の様子を知らせてもらい、早期発見につなげる ・スクールカウンセラーとの相談結果を共有し、早期発見につなげる			
12	・授業参観時の学年部会における、保護者への啓発 ・スクールカウンセラーとの面談(希望者) ・地区民児協で学校の取組を知らせ、必要時の協力を要請する	・Q-Uテストの結果から、学級で気になる児童への個別面談の実施 ・スクールカウンセラーとの相談結果を共有し、早期発見につなげる ・民児協で児童の様子を知らせてもらい、早期発見につなげる	・個別面談後、必要に応じて家庭訪問や臨時児童指導委員会の開催、共通理解、指導		
1	・スクールカウンセラー、及び、いじめストップアドバイザーとの面談(希望者)	・面談の結果をスクールカウンセラーやいじめストップアドバイザーと話し、早期発見につなげる	・個別面談後、必要に応じて家庭訪問や臨時児童指導委員会の開催、共通理解、指導		
2	・いじめアンケートを実施し、児童の様子、悩みを集計 ・地区民児協で学校の取組を知らせ、必要時の協力を要請する	・個別面談で児童の悩みの聞き取り、情報の整理(担任) ・民児協で児童の様子を知らせてもらい、早期発見につなげる	・個別面談後、必要に応じて家庭訪問や臨時児童指導委員会の開催、共通理解、指導		
3	・下半期問題行動調査を実施し、児童の様子、悩み、問題行動の集計 ・地区民児協で学校の取組を知らせ、必要時の協力を要請する	・下半期問題行動調査後、児童との面談、悩みの聞き取り、情報の整理 ・民児協で児童の様子を知らせてもらい、早期発見につなげる	・個別面談後、必要に応じて家庭訪問や臨時児童指導委員会の開催、共通理解、指導		



いじめの緊急対応

- ①加害児童(A)、被害児童(B)を引き離す。
- ②児童指導、教務主任、学習指導主任等がA児、B児の対応にあたる。
- ③事情を聴取し、担任・学年主任に連絡をする。
- ④校長、教頭の指示・指導を受け、関連機関や保護者へ連絡をする。
- ⑤保護者を交えて、B児への謝罪、今後の対応等を話し合う。
- ⑥当該学級・学年に対する指導を行う。
- ⑦全校児童へ対する指導を行う。